

自立支援ホームヘルプサービス条例（平成12年清水町条例第27号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(業務の委託)</p> <p>第7条 町長は、第3条に規定する業務を<u>社会福祉法人等に委託できるものとする。</u></p>	<p>(業務の委託)</p> <p>第7条 町長は、第3条に規定する業務を<u>社会福祉法人清水町社会福祉協議会に委託するものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。